

平成28年度第1回県立社会福祉施設のあり方専門分科会議事録

○日時 平成28年7月15日（金）14：00～16：00

○場所 杉妻会館 3階 鈴蘭

○内容

（安藤企画主幹）

それでは定刻となりましたので、ただいまより、「平成28年度第1回県立社会福祉施設のあり方専門分科会」を開会いたします。

私は、議長に進行をお願いするまで司会を務めさせていただきます、福島県保健福祉部企画主幹の安藤靖雄でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは最初に、福島県保健福祉部政策監の小川武より御挨拶申し上げます。

（小川政策監）

保健福祉部政策監の小川でございます。

県立社会福祉施設のあり方専門分科会の開会にあたりまして、御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃より、本県における保健福祉行政の推進に多大なる御尽力をいたしておりますことに対しまして、御礼を申し上げます。

さて、前回の平成16年の県立社会福祉施設のあり方見直しにおきましては、社会福祉審議会の意見具申を踏まえ、県では基本方針を策定し、その方針に沿って見直しを進めてまいりました。

その結果、民間への移譲や、指定管理者制度の導入、定員の見直し、さらには機能強化などが行われており、これらの施設では、民間のノウハウなどの導入により利用者本位のきめ細かなサービスの提供が行われるなどの成果が上がっているものと評価しております。

しかし、前回の見直しから10年以上が経過し、社会福祉を取り巻く情勢の変化や、入所者あるいは施設の状況の変化等の新たな課題も生じております。

当専門分科会においては、こうした情勢の変化や新たな課題を踏まえた、県立社会福祉施設が担うべき役割などについて、集中的に御議論いただき、審議会が県に対して行う意見具申の案を取りまとめていただきたいと考えております。

本日は第1回目の専門分科会でございますので、専門分科会長及び副会長の

選任を行っていただいた後、専門分科会の運営、あり方検討における論点、県立社会福祉施設の概要について、事務局から説明いたしますので、委員の皆様にはそれらを踏まえ、活発な御議論をいただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(安藤企画主幹)

小川政策監は、所用のため、ここで退席させていただきます。

(小川政策監)

申し訳ございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

(安藤企画主幹)

本日は第1回目の開催でございますので、御出席いただいている委員の皆様を御紹介させていただきます。お手元の委員名簿を御覧ください。では、名簿順に紹介させていただきます。佐藤邦昭（さとう くにあき）委員でございます。島野光正（しまの みつまさ）委員でございます。鈴木千賀子（すずき ちかこ）委員でございます。児島てい（こじま てい）委員でございます。新田さやか（にった さやか）委員でございます。

なお、菊地洋子（きくち ようこ）委員、高村トミ子（たかむら とみこ）委員、常盤峻士（ときわ みちお）委員は、都合により欠席となっております。

つづきまして、事務局を御紹介いたします。お手元の事務局名簿を御覧ください。

まず、保健福祉総務課長 星貴文（ほし たかのり）です。障がい福祉課長三浦爾（みうら ちかし）です。次に児童家庭課長 渡辺一朗（わたなべ かつお）ですが、本日、代理出席となっております。代理で主幹兼副課長の菅野雅浩（かんの まさひろ）です。同じく代理で、主幹の土田修（つちだ おさむ）です。なお、生活福祉担当次長の鈴木一夫（すずき かずお）ですが、遅れて出席いたしますので、御了承いただきたいと思います。また、こども未来局次長 高荒由幾（たかあら ゆき）は、都合により欠席となっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

これより議事に入らせていただきます。本日の専門分科会は、初めての会議でありますので、会長が選任されるまでの間、議事の進行をお願いする仮議長を必要といたします。慣例によりまして、事務局より指名させていただいてよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

それでは、仮議長を新田さやか委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

それでは、新田委員は議長席への移動をお願いいたします。

(新田委員)

ただいま、御紹介いただきました新田でございます。御指名でございますので、会長が選任されるまでの間、議長を務めさせていただきます。御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

まず、定数の確認をいたします。本日は、分科会委員8名のうち、5名の委員が出席されております。これは、福島県社会福祉審議会運営規程第5条に規定する「半数以上の出席」を満たしておりますので、本会議は有効に成立しております。

次に、議事録署名人の指名でございますが、私から御指名申し上げることとしてよろしいでしょうか。

〔異議なしの声〕

ありがとうございます。それでは、佐藤邦昭委員、児島てい委員にお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして、議事に入ります。まず、最初の議題であります、(1) 県立社会福祉施設のあり方専門分科会長及び副会長の選任についてでございますが、専門分科会長及び副会長は、福島県社会福祉審議会条例第7条第2号及び、福島県社会福祉審議会運営規程第3条第2号の規定により、委員の互選となっております。委員の皆様から、御意見がありましたらお願いいたします。

(島野委員)

事務局案あればお願いします。

(新田委員)

それでは、事務局から案があればお示し下さい。

(星保健福祉総務課長)

事務局としては、分科会長を鈴木千賀子委員に、副会長を新田さやか委員にお願いしたいと考えております。

(新田委員)

ただいま、事務局から御提案がありました。いかがでしょうか。

[異議なしの声]

それでは、分科会長を鈴木千賀子委員に、副会長を私、新田に決めさせていただきたいと存じます。それでは、これで仮議長の任から解かせていただきます。

(安藤企画主幹)

ありがとうございました。

それでは、選出されました鈴木会長には、議長席への移動をお願いします。
鈴木会長、よろしくお願ひします。

それでは、選出された鈴木会長に、一言御挨拶いただきたいと思います。

(鈴木会長)

会長を引き受けることとなりました鈴木です。よろしくお願ひいたします。
先ほど政策監の挨拶の中でもありましたけれども、前の見直しが平成16年度
ということですから10年以上が経過しております、その間、震災が起きた
り、諸々の環境の変化等により、社会福祉施設を取り巻く環境は大きく変化し
ていると思います。社会福祉審議会として県が見直しを行うにあたっての意見
を具申することとなります。この専門分科会において意見を取りまとめるこ
とになりますので、皆様の率直な御意見をお願いいたします。

引き続き、議事を進めてまいります。御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

議題2 県立社会福祉施設あり方専門分科会の運営について、事務局から説

明をお願いします。

(星保健福祉総務課長)

資料1を御覧ください。「1 目的」でございますが、県立社会福祉施設のあり方専門分科会の設置目的につきましては、先日の社会福祉審議会でも御説明いたしましたとおり、平成15年度に行った前回のあり方見直しから10年余りが経過し、社会福祉を取り巻く情勢が変化していることから、専門分科会を設置し、施設のあり方について調査審議するものでございます。

専門分科会の役割につきましては、「3 専門分科会の調査審議事項」に記載のとおり、県立社会福祉施設の担うべき役割、個々の施設のあり方の方向性等につきまして、皆様に調査審議いただきます。

専門分科会の開催方法につきましては、「4 専門分科会の運営」に記載のとおり、3回程度専門分科会を開催し、意見具申（案）を取りまとめ、審議会に報告いただきます。最終的には、審議会の審議を経て、県に意見を具申していただくこととなります。

具体的な開催方法やスケジュールにつきましては、資料の最後に記載しておりますが、本日の第1回専門分科会におきまして、意見具申の構成（イメージ）を御確認していただきました後、県立社会福祉施設のあり方の大きな論点について、御議論いただきたいと考えております。

第2回専門分科会につきましては、8月2日に開催し、2～3施設を視察いただいた後、本日の議論の論点整理を行うとともに、各施設個別のあり方につきまして、御議論をいただきたいと考えております。

第3回専門分科会につきましては、8月中旬に開催し、第1回及び第2回の専門分科会での議論を踏まえ、論点整理を行うとともに、意見具申の（素案）について御議論をいただきたいと考えております。

第4回専門分科会につきましては、9月上旬に開催し、審議会に報告いただく意見具申（案）について、最終的な御議論をいただきたいと考えております。

(鈴木会長)

質問等はございますか。

[意見なし]

次に、議題3 県立社会福祉施設のあり方検討における論点について、事務局から説明をお願いします。

(星保健福祉総務課長)

県立社会福祉施設のあり方検討における論点につきましては、まず、意見具申の構成イメージを資料2により御説明しました後、県立社会福祉施設のあり方検討の論点について、資料3で御説明いたします。

資料2を御覧ください。前回の見直しを踏まえて事務局で検討した意見具申の構成のイメージでございます。

冒頭の「はじめに」で見直しの経緯等に触れました後、「1 県立社会福祉施設のあり方検討の背景と必要性」の中で、法制度や施設利用者の状況の変化により生じた新たな課題を記載した上で、見直しの必要性について整理をしたいと考えております。

次に、「2 県立社会福祉施設の役割」で、県や民間の役割や今後県に求められる役割を整理した上で、「3 県立社会福祉施設のあり方検討にあっての基本的な方向性」を記載したいと考えております。

最後に、各施設のこれからの方針を記載するイメージでございます。

つづきまして、資料3を御覧ください。県立社会福祉施設のあり方検討の論点でございますが、今ほどご説明いたしました意見具申の前半（1～3）に盛り込む大きな論点について、皆様に御議論いただきたいと考えております。

「1 県立社会福祉施設のあり方検討の背景と必要性」の（1）社会情勢の変化による新たな課題等を御覧ください。①の法制度の改正等ですが、前回の見直し以降、県立社会福祉施設関係の法令については、様々な改正が行われておりますが、大幅に改正されましたのは、乳児院や障がい児・者施設に関するものです。

「乳児院」については、安定した生活環境の確保を図るため、特に必要がある場合には、2歳を超える幼児を入所できるようになっているほか、「障害児入所施設」については、障害児の定義の見直しや障害者種別の一元化、18歳以上の入所者の障害者総合支援法への移行などが行われております。

次の頁を御覧ください。「障害者支援施設」については、障害区分の見直しや地域生活への移行に向けた福祉サービスの事業体系の見直しのほか、重度訪問看護の対象拡大などが行われております。

つづきまして、②の施設利用者の状況の変化ですが、主なものとしましては、「乳児院」では里親では養育が困難な疾患や障がいをもっている乳幼児の受け入れが期待されているほか、乳児期から幼児期、少年期まで一貫した養育環境が求められております。

次の頁を御覧ください。「医療型障害児入所施設」については、徐々に肢体不自由児から重度心身障がい児に移行しており、より密度の濃いケアが必要となっております。「福祉型障害児入所施設」については、入所児童が減少傾向にあ

る中、障がいの重度化や身体・知的・発達障がいの複合化などに対応するため、医療機関や特別支援学校との連携が求められております。「障害者支援施設」については、入所者の高齢化や障がいの重度化・複合化により、医療的なケアが求められているほか、重度障がい者の地域生活での移行先がないことから、入所期間が長期化する傾向にあります。

「太陽の国関連施設」のうち、病院については、施設での看取り推進の取組みにより、入院患者が減少しております。また、厚生センターや勤労身体障害者体育館では、入所者の高齢化・重度化や近隣地域における施設整備等により、利用者が減少しております。

次の頁を御覧ください。最後に、(2) 見直しの必要性ですが、先日の社会福祉審議会でも御説明しましたとおり、平成15年度の見直しから10年余が経過し、今ほど説明したような法制度の改正や施設利用者の状況の変化などにより、新たな課題等が生じているため、見直しが必要であるということを改めて記載しております。

次の頁を御覧ください。「2 県立社会福祉施設の役割」でございます。

ここでは、前回の見直しの中で整理されました「県が果たすべき役割」、「民間に期待される役割」、「今後、県に求められる役割」について、記載しております。

次の頁の「論点」ですが、この部分が本日、特に皆様から御意見を頂戴したいポイントになります。

まず、「1 県立社会福祉施設のあり方検討の背景と必要性」につきましては、先に御説明しました、法制度の改正や入所者の事実関係につきまして、皆様から御意見、御質問があればお願いしたいと考えております。

「2 県立社会福祉施設の役割」につきましては、前回の見直しの中で整理された内容につきまして、今回の見直しについても継続する方向でよいか御意見等をお願いするものです。

次の頁を御覧ください。ここからが「論点」の中でも特に御意見をいただきたい部分です。「3 県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性」ですが、法制度改正や利用者の状況の変化などを踏まえ、あり方検討の基本的な方向性がどうあるべきかにつきまして、皆様に御議論をお願いします。特に皆様に御議論いただきたい点につきまして、たたき台を記述しております。障害者支援施設につきましては、下の矢印のところで記載されておりますように、法制度改正や利用者の状況の変化の中で、障害者総合支援法制定により、重度障がい者の地域生活移行支援が拡大した一方で、重度障がい者の地域生活での移行先がない状況にあります。このため、重度障がいをもっている方でも施設から地域生活への移行を実現させるような環境整備が県に求められている

状況にあるのではないかといった考え方を記載しております。

次に、「乳児院や障害児入所施設」につきましては、同様に、入所者へのサービスの質の向上の観点から医療や教育等との連携が求められている状況にあります。このため、施設利用者のニーズへ柔軟に対応し、サービスの質の向上を図るための福祉と医療・教育等との連携促進が必要ではないかといった考え方を記載しております。

最後に、「障害児入所施設」、「障害者支援施設」につきましては、「入所」から「地域生活」への移行が求められ、将来的な入所者の減少等が見込まれております。また、各施設ともこれまで以上に細やかな支援等を行う必要がある入所者が増加しており、専門的なケアの充実が求められております。このため、県が施設運営に当たり、入所者の生活の質の向上を図る観点から施設の仕様・規模の適正化や専門的な充実が求められているのではないかといった考え方について記載しております。

これ以外にも、皆様から御意見をいただきながら、「あり方検討に当たっての基本的な方向性」をまとめていければと考えておりますので、活発な御議論をお願いしたいと考えております。

説明は以上です。

(鈴木会長)

資料2と3に対して御質問等がありましたらお願いいたします。

(佐藤委員)

平成16年にあり方見直しについて策定したというのは、冊子があるのかと思います。それらを踏まえていく必要があるかと思います。前からノーマライゼーションで、脱施設化、地域に入っていくということは、宮城県の浅野知事の時代から行っており、その方針はそうは変わらないと思います。地域生活、当たり前の生活ができるというのはその時代からずっと来ています。そのため、知的障がい者であっても訪問ヘルパー等を使って環境整備をしていくと、地域で暮らせるということを指摘した方も多いのですが。その冊子があった方が、その方針を踏まえて検討できるかと思うのですが。

(星保健福祉総務課長)

前回のあり方の意見具申はございますので、コピーしてお持ちします。

(鈴木会長)

今、可能ですか。

(星保健福祉総務課長)

今、お持ちします。資料3については、前回の中から持ってきた部分がありまして、5頁を御覧ください。県・民間の役割等はそのまま記載しております。

(鈴木会長)

資料が整いましたらよろしくお願ひします。

(佐藤委員)

基本的には県は市町村がまたがって広域的なものをやるのが県の立場だと思います。それは昔からやっていることです。民間でできることは民間でという流れは、指定管理者制度になっていると思います。先ほども言ったように、生まれたところで、施設に入らなくても生活できるようになるということは大分前から言われているし、それが当たり前の生活だと思います。障がいのある方が自分達の生活の周りに何パーセントかは必ずいる訳ですから、当たり前の生活であると思います。障がいがある方だけを集めてやるということは、子どもたちにとっても急に社会で障がいのある方と出会ったりすると奇異に感じると思います。普通に障がいがある方も自分たちと同じ生活のエリアでいるという環境をつくることが必要で、福島は宮城よりも遅れてきていると思います。

(鈴木会長)

追って色々と御意見はいただくとして、その他資料に関しての質問等はございますでしょうか。

〔意見なし〕

(鈴木会長)

よろしいでしょうか。では、これまでの事務局の説明、資料等に基づきまして、県立社会福祉施設のあり方の論点について皆様方から御意見を頂戴したいと思います。6頁に論点が整理しておりますので、御覧ください。

まず、論点の1 県立社会福祉施設のあり方検討の背景と必要性についてということで、これは施設の役割や方向性を検討する際の材料となるということですが、この1について皆様から御意見や御質問等についてあればお願ひします。

(島野委員)

事前にいただいた資料を拝見した中で、基本的に老朽化などの問題がある中

で、個別には法制度や事業の施設の運営としては事業計画の中で対応していると思います。制度が変わった中で、やりたいけれどもできない原因や背景については、明らかになっていません。ここ何年かで変わってきているのは、災害時の施設の役割、福祉避難所だったりとか、地域の要援護者をきちんと支えるという形があります。その辺りの取組みについては、公的な税金が入った施設ですから、地域の支えになるところはあると思います。法制度、入所者の状況のほかに地域の支えも応えていく姿も必要かなと思います。

(鈴木会長)

いかがでしょうか。

(星保健福祉総務課長)

島野委員の御質問ですが、対象となる施設については別途資料があるのですが、各施設の位置付けや種別も違いますので、一概にどうかと言える部分はありません。資料4の中でその辺りを踏まえた説明を行います。太陽の国ということであれば、全体が福祉避難所の指定を受けています。あり方の背景と必要性をまとめていくところで、そのようなところも記述できればと考えています。

(鈴木会長)

そのようなことでありますと、個別の施設についてはこの後に説明があるわけですが、島野委員から話があったように、そこで運営上の問題であったり、地域での役割に関わることがあったりとか、そのようなもので一部盛り込むべきことがもし見出せたときにはその辺りも検討するということですか。

(星保健福祉総務課長)

そのようにしたいと思っております。

(鈴木会長)

その他、皆様からありますか。

[意見なし]

ないようですので、次の論点2に移ります。6頁の2ですけれども、①～③とありますが、まず、①です。これも基本的となる考え方ですが、前回の審議会でも議論されている部分ですが、これについては、資料記載のとおり継続する方向でいかがかということですが、皆様から何かござりますか。

(佐藤委員)

方針については、具体的にはこれから策定していくと思いますが、太陽の国はそれぞれ老朽化の対応、障がいがあっても地域で生活するのが一番良いという考え方の流れの中で、古くなったから同じように建て直すのではなくて、おそらく考えているのはもっと集約化して本当にその施設でしか暮らせない障がいがある方に対応し、あとは一番良いのは生まれた地域で暮らしていくのがいいと思います。経費的にも施設を建てて、職員で運営していくのは莫大な経費がかかると思います。建ててもまた老朽化していくわけですから、そのようなものはもっと集約して地域で生活できるという環境整備をすれば、施設をつくるお金よりはずっと安いはずです。だから私は個人的には、お金をかけたから良いものではない。その当事者が幸せを感じて生活できればよいし、それに若干の入件費なり環境整備がかからっても、施設で暮らす単価というのは大変な金額ですよね。それらを踏まえて考えていくべきであると思います。また、前回の方針がどのような方針であったかが中身が分からないので、そのようなことを踏まえているのであれば、10年がたって見直しを行う時にも施設を集約していく考えもあると思います。

(鈴木会長)

今の御意見が6頁の2の②にも関わるお話だと思いますが、2の②の記述について事務局の方から意図するところについて、御説明をお願いします。

(星保健福祉総務課長)

前の5頁の(3)の今後、県に求められる役割という内容でございます。前回の見直しを踏まえて、今後、広域的・高度・専門的・技術的サービスの提供、セーフティネットなどの役割を県としては適切に果たしていかなければならぬという部分は前回の部分を継承しています。法改正・利用者の状況の変化に対応していくためには、県の今後の方向性を明確にした上で、県の人的・財政的資源を当該分野にあてていくという考え方もあるということで、このようなところに人的・財政的支援を行っていくという考え方であります。

(鈴木会長)

佐藤委員の方からお金をかけねばよいのではなくて、本当に入所者の方が幸せになるような方向でということでありましたが、今の説明ですと状況の変化に対応していかなければならぬから、セーフティネットなどの役割を適切に果たしながら、基本的な方向性ということを打ち出して、そこに資源を投入するということでよいでしょうか。前後して恐縮ですが、前回の資料が今配られ

ましたので、具体的にどの部分が記述されているか教えてください。

(星保健福祉総務課長)

今お配りしたのが、前回の社会福祉審議会の中で意見具申いただいたあり方についてです。5頁を御覧ください。ここで基本的な考え方をまとめていただいたわけですが、役割分担と県の果たすべき役割、県立社会福祉施設が担うべき役割がそれになります。7頁以降はこの考えを踏まえたそれぞれの施設種別の方向性をまとめさせていただいたものになります。

(鈴木会長)

すると特段の変更ではなくて、県と民間の役割分担などについては同じ内容を引き継いでいるということでしょうか。

(星保健福祉総務課長)

そうです。

(鈴木会長)

皆様から御意見があればお願いします。

(星保健福祉総務課長)

踏襲してはどうかという事務局の資料となっています。そうではないという御意見や追加すべきという御意見があればお願いいたします。

(鈴木会長)

基本的に行政の守備範囲というものはこの10年間の中で大きく変化しているものではないというかもしれませんけれども、やはり情勢の変化等もございますので、このままでいいのかどうかと。

(島野委員)

全体としてはよろしいのかと思いますが、前回の意見具申があって、その後具体的に改善がされていると思います。その評価に対して今回の見直しがつながっているというところが見えない。各施設は終戦後の時期の県以外ではほぼやっていないような時期、現在でも役割を継続していくようなニーズがあるのか、あるいはもっと地域や社会に別の形で次にどうしていくかというところかと。そういう意味では、県が民間ではできない所を今でも担っているのかという視点が必要だと思います。それも保護から自立支援、地域生活移行などにど

うやって取り組んでいくかということを見越していくかという、次の見直しにつながるものが必要かと思います。

(鈴木会長)

前回の意見具申がありましたが、実際にはうまくいかなかったなどについては大きなものがあったのでしょうか。

(星保健福祉総務課長)

前回の見直しの7頁に各施設の方向性が記載されていますが、22の施設があって、この考え方沿って、10施設を社会福祉法人等へ移譲、6施設に指定管理を導入しました。そのような基本的な方向性に基づいて、16の施設を具体的な形で見直しを進めてきましたが、中には当時の方向性が出された中で移譲の方向性が出されたものが検討を継続しているものがあります。

(鈴木会長)

基本的には意見具申の流れに沿った形で色々と行われているということでしょうか。

(星保健福祉総務課長)

前月開催した社会福祉審議会の資料に、各施設の見直しの方向性とこれまでの見直しの状況等資料を配布しました。これですとそれぞれの施設の方向性とどのような対応を行ってきたかをまとめています。次回お配りしたいと思います。

(鈴木会長)

県の役割、民間の役割、今後の県が運営する施設について、大枠の考え方について大きな変更が必要かどうかについては、いかがでしょうか。

(佐藤委員)

今お話しあつたのは、管理をするのは県あるいは民間かという観点がありました。前回のあり方について作られた基本理念は、誰もが家庭や身近な地域の中でともに支えあいながら、自分らしい生活をいきいきと安心して送ることができるということが書いてあります。県が作った施設の管理を民間や指定管理者に移した時に、経費は節減できるが、利用者側から見ての基本理念の考え方からどうなるか県は考えているのでしょうか。この10年の間でどのようなことをやってこられたのかと思います。

(鈴木会長)

前回の整理に沿った形で進めてきた中で、この基本理念の部分をどのように考えてきたのかということだと思いますが。

(三浦障がい福祉課長)

障がい福祉課の三浦です。障がい者施設を所管していますが、前回の見直し以降で、障がい者のノーマライゼーションの精神の下に地域移行を当時から行っていて、それがどう進んだかというところを見ますと、太陽の国ひばり寮、旧身体障害者入所施設になっていますが、統計で言いますと平成17年から平成27年までに地域に78名移行しました。ただ、これが多のか少ないのかと言いますと、どうしても県が担う施設はどちらかというと重度であるので、地域で訓練して出ていくというのは正直難しい。当時も定員を段階的に縮小していく方針はあったのですが、定員はまだ縮小までは至っておりません。その他、太陽の国には旧知的障がい者の入所施設も3つありますが、これについては地域移行がどれだけ進んだかというとひばり寮に比べるとなかなか進んでおりません。今回、個別に課題として挙げさせていただいているが、そのような課題がまだ残っていると言えます。

(島野委員)

その話は施設の話ではなく、受け皿が地域にどれだけあるかということだと思います。そこをきちんと手当しないと高齢化の問題を考えた時に適切な環境かという辺りは多分施設の後の受け皿、地域施設の役割ということだと思います。介護保険の制度がお粗末で、本当に重度の障害者の人たちが地域で生活できるかというと、制度上の問題もあると思います。

(三浦障がい福祉課長)

個別に言えば、グループホームなどの環境整備もあると思いますが、今回は施設のあり方には直接的には関係しないと考えています。

(島野委員)

そこも入れておかないと施設では受けきれない所もあるかと思います。

(鈴木会長)

あり方検討に当たっての基本的な方向性について、これから議論することになっていますので、そのような中で基本理念をどのように生かしていくかを議論していくかと思います。とりあえず、県・民間の役割分担に関しまして

は、前回と大きな変更がないという形でよろしいでしょうか。

(島野委員)

その延長線上にあると思うので、全く違うことはここでは検討することではないと思います。継承しながら、更に今の状況を見てということでおよろしいと思います。

(鈴木会長)

③の民間に任せられるものは民間にということは前回もありましたが、これも含めた上で大枠では大きく変更はないということでおよろしいでしょうか。

[異議なしの声]

(鈴木会長)

次に移りたいと思います。7頁でございますが、これが論点の3になっておりまして、県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性についてです。これまでの御発言の中でもいろいろとお話ししている訳ですが、ここに県からたたき台が示されています。私も分かりづらかったのですが、3つの○が書いておりまして、矢印の後に書いてありますのが、現況と言いますか、今の問題になっている状況であって、このような状況にあるのでその前段のことのような方向性が必要ではないかというたたき台になっております。これに限らず、そのほかの必要なものがあったらということですが、皆様から基本的な方向性に関して御意見があればお願ひしたいと思います。

(佐藤委員)

実際、障がいをもっている方が家庭で育っていく際に、家族が負担を感じたりして施設に入れた方が楽ということも要素としてあるのか。本人にとってはどうなのか、家庭にいるよりは施設にいた方が幸せなのか、自己として満足しているのか、その辺りは実際どうなんでしょうかね。うちにいるより施設にいた方がよいという人だって多くいると思うし、家庭にいれば家族の負担があつたりして、大変だということもあると思います。今もお話があったように、地域で暮らせるだけの環境整備がなされていないとなると、そこが現実的にはどうなのかなと思っております。一概に地域で暮らす方が幸せなんだろうと言えない、個々の問題もあるでしょうし、そのようなアンケートは本人に各施設でとっているのでしょうか。そこを知りたいのですが。今までどのような調査などをしてきたのでしょうか。

(鈴木会長)

ここにたたき台と示している一番上の項目に関わると思いますが、事務局の方から何かありますか。施設ではなく、地域生活に移行した方が本当に幸せかどうか。

(三浦障がい福祉課長)

具体的にアンケートは取っていませんが、家族の方から聞いた中では、どうしても入所者が高齢化している部分があって、家族が戻ってくることが望んでいないケースもあったり、入所者本人もずっといる施設が安心するという声も聞こえますので、そこは地域移行という大前提はありますが、利用者とその家族の考え方、思いを十分に尊重した中で、進めていくという風にならざるを得ないと思っております。

(佐藤委員)

施設の平均年齢等は。

(三浦障がい福祉課長)

資料4に記載しております。

(児島委員)

今回、専門分科会の委員に任命いただいたて、前回の資料と今回の送っていたいた資料を見ました。私の考えをどこでお伝えしようか考えていました。今の議論の中にはあてはまらないかもしれません、やはり島野さんが言われたように、県の見直しをした方が良いのではないかと言われている施設ができた当時と今の状況とは全く違うと思うんです。

これから地域包括ケアシステムが具体的に動いてく中で、県が運営しているものから民間、またはNPO法人に移行する流れを速やかに作った方が良い施設もたしかにあると思います。でもただその中で考えなければいけないのは、福島県の中でも山間部と都市部では、施設がなくなってしまったら、民間、NPO法人がやっていけるのかの差ですね。

委員に選ばれてから、太陽の国を40年ぶりに、中には入れなかつたのですが、南会津から、時間的な部分、施設の老朽化のところを見せていただいてのぞみました。当時は、画期的な太陽の国が運営されていたが、地域の方たちとどうコンタクトをとっているのかなと。ちょうど晴れてまして、職員の方と車いすで歩いている所を見ますと、資料のとおり重度化しているのがわかりました。ただ、これから県が民間、NPO法人なりに移行するにあたって、こういう発

言をここでしていいのかあれなんですが、具体的に言いますと、郵便局が国営から公社になって、まもなく民間になったときの、職員のごたごた、すみずみまで郵便、いろんなことが行き届いているのかというと、山間部に全く恩恵がなかったことがあるので、本当にここで、いろんな意見を出していただいて、郵政の民営化のような都市部だけが潤って、山間部には恩恵のないすぐさま移行とかにはして欲しくないと思います。

(鈴木会長)

福島県の場合は、広域ですし、山間部も多いので、単純に民間に移行だけではやっていけない場合もあるということですね。ですので、そういったあたりについては、十分に議論していく必要があるということですね。

その他、基本的な方向性、どういった方向性を持って、検討をしていくべきか、皆様からご意見があればお願いします。

(島野委員)

民間にしてもある程度どういうものが必要か準備しないといけない。これ3つ目の○に関わってくると思うのですが、施設の規模とか仕様とか環境とか含めた上でのどういう形にしていくのか。基本的には、利用している方が自分で生活を選べるかというと、そうはいかないので、選択肢がないという所もありますし、家族の都合だったり、障がい者だって一人暮らしできる環境かというとそうではないですし、親もどんどん年を取るし、そのような不安はまだたくさんあるだろうなと感じています。その中で、選べる環境がないというのが今の状況かなと思っています。

(鈴木会長)

その他は次回へ、いったんここで資料3については終わりで。時間が過ぎておりますので、資料4へ移ります。

(星保健福祉総務課長)

資料4を御覧下さい。

県立社会福祉施設ごとに利用状況、新たな課題等をまとめた資料です。この課題等を踏まえ、今後の方向性について御意見を頂戴したいと存じます。各施設の概要につきましては、それぞれの担当課から御説明いたします。

まず最初に、児童家庭課から御説明申し上げます。

(菅野児童家庭課主幹)

資料4の1頁を御覧下さい。

「女性のための相談支援センター」についてですが、この施設は、売春防止法に基づき要保護女子を収容保護する婦人保護施設として設置してございますが、平成16年4月に、婦人保護施設である旧しゃくなげ寮と同法に基づき都道府県に設置が義務付けられております、婦人相談所を統合し福島市上浜町の現在地に開所してございます。その後も県直営で施設を運営してございます。

また、この施設は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、いわゆるDV防止法第3条に規定する配偶者暴力相談支援センターの機能（相談、保護、医学的・心理学的指導、就労支援・住宅確保等自立の援助等）を併せ持っております、近年はDV被害者の相談、保護が主たる業務となっております。

定員は20名で、各年度の同伴児を含めた入所延人数は表のとおりとなっております。年度によって増減が大きくなっていますが、これは、長期入所や同判児の有無等によりまして変動がでているものでございます。ここ数年の要保護女子の入所実人数は20名前後で推移しております、これら要保護女子に対しまして相談、指導、一時保護、保護までの一貫した対応を行っております。なお、一時保護所としても婦人保護施設とは別に20名までの収容が可能となっています。

設置状況についてですが、県内には当センター1箇所のみでございまして、全国的には47箇所設置されてございます。全国の47箇所のうち、都道府県立は22箇所、社会福祉法人立が25箇所となってございますが、この社会福祉法人立はいずれも都道府県の必置機関である婦人相談所とは別に設置されているものでございまして、婦人相談所と婦人保護施設が統合されている本県施設につきましては、県直営での施設運営を継続する必要があると考えてございます。

近年、この施設には複数の同伴児と入所する女性が増えておりまして、また、家事ができないなどの生活スキルが身についていない女性が増えておりますことから、入所が長期化する傾向にございます。こうした状況を踏まえ、今年度事業におきまして、調理設備を備えた居室を整備し、一般家庭に近い居住環境を整備して、入所者の自立を支援していくこととしております。

次に2頁の「福島学園」についてでございますが、この施設は、児童福祉法に基づき不良行為をなした児童等への指導を行う児童自立支援施設として須賀川市に設置しておりますが、児童自立支援施設は都道府県の必置機関とされておりまして、開所以来、県直営で施設を運営しております。

定員は50名で、各年4月1日現在の入所児童数は表のとおり10～20名程度で推移してございます。

設置状況についてでございますが、県内には当園1箇所のみが設置されており、全国的には58箇所が設置されてございます。全国の58箇所のうち、56箇所が公立、2箇所が社会福祉法人設置となっておりまして、全ての都道府県が直営で施設を運営しております。

近年、この施設は、非行児童の入所が減少する一方、虐待や発達障がいに起因する問題行動を抱える児童、児童養護施設で暴力行為等で不適応行動により措置変更となる児童の入所が増加しており、平成16年度からは、児童の入所に際し自立支援検討会というものを開催いたしまして福島学園と児童相談所が入所児童一人一人の自立支援計画を策定の上、入所児童に対応しているところでございます。

次に3頁の「若松乳児院」についてですが、この施設は、児童福祉法に基づき乳児を入院させ養育する施設として設置してございます。昭和27年に会津若松市に設置した後、福島乳児院の閉鎖に伴い、昭和45年、現在地に定員を20名から40名に倍増して移転整備をして、その後も県直営で運営しております。

各年4月1日現在の入所児童数は表のとおり10～20名程度で推移してございまして、現時点では、全て2歳未満児を入所させております。

設置状況についてでございますが、県内は当院1箇所のみの設置となっているが、全国的には134箇所が設置されております。そのうち都道府県立は4箇所のみとなってございます。社会福祉法人や日赤等への移譲が進められているところでございます。

前回のあり方見直しにおきまして提言を受けまして、平成19年度から「乳児養護体制のあり方に関する検討会」というものを開催いたしまして、今後の施設の方向性を検討しました結果、乳児院には、里親等では養育が困難な病児あるいは障がい児の受け入れが期待されることから、医療機関との連携を確保すべきであることや、2歳前後の愛着形成に重要な時期に安定した生活が継続できるよう、乳児期から幼児期、少年期まで一貫した養育環境を確保すべきであるとの方向性が取りまとめられてございます。

また、施設の老朽化が進む一方で、できる限り家庭的な養育環境を整備するため、平成41年度までに、現定員の縮減やユニットケア化を図るよう国の方から求められているというところでございます。

これらを踏まえまして、今後、病院による乳児院経営や児童養護施設への乳児院の併設につきましても検討していく必要があるという風に考えております。

(土田児童家庭課主幹)

4頁です。医療型障害児入所施設でございます。これは、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療の支援を行うということでございまして、設置状況は記載のとおりでございます。

本県の県立施設は、肢体不自由児を中心とする福島県総合療育センター1箇所でございます。入所機能のほか、病院として8つの診療科目が外来診療を行っております。

所在地は、郡山市の富田町でございまして3階建の建物で、現在の建物は昭和62年3月に建てられました。県立の特別支援学校である郡山養護学校と隣接しております。

現在の入所者数、近年の推移は記載のとおりでございます。

状況、近年の変化でございますが、肢体不自由児を中心とした入所児童でございましたが重度化が進みまして、徐々に重症心身障がい児に移行しております。

これまでの主な見直しの状況でございますが、ちなみに、平成16年の「あり方見直し」におきましては、療育体制の中核機関など、機能の強化をはかつて県立施設として運営を続ける、また、高度・専門的な分野を担う病院機能の強化について検討する、とされておりましたが、これらを受け、18年度には発達障がい児者への支援を総合的に行う「発達障がい者支援センター」を建物の2階に設置しました。併せて19年度にはリハビリテーション科の新設を行うなど進めて参ったところでございます。

また、県立医大の支援を受け、記載のとおり常勤医師数の増を図っているところでございます。

さらに、先ほど委員の方からございました、「地域における役割」という点で申し上げますと、日中の一時預かりを行う日中一時支援とか短期入所という形で地域在宅の重度の障がいを抱えている方の支援という役割を果たしている部分もございます。

新たな課題としましては、施設、医療機器などの老朽化が進んでおり、計画的な修繕更新に予算がかなりかかるというような問題点、それから入所児の重度化が進み、より専門性の高い療育等が求められているという点、先ほど医療体制を強化したと申しましたが、医師の増員などが図られてきた一方、県内における障害児の中核的な医療機関としての役割を担っておりますので、小児科、精神科などにおいて外来の予約待ちが長期化していることなどが挙げられます。

5頁からは福祉型障害児入所施設となります。設置状況は記載のとおりでございます。私からは、県立の3箇所のうち大笹生学園と郡山光風学園について説明させていただきます。

5頁の「大笹生学園」ですが、所在地は、福島市大笹生でございます。県北地域唯一の障害児入所施設でございまして、主な対象は知的障がい児でございます。2階建の建物はおととし建てられております。

こちらにつきましては県立の特別支援学校である大笹生養護学校と隣接して

おります。

現在の入所者数、近年の推移は記載のとおりでございます。

近年の状況でございますが、入所児童の半数以上が重度あるいは最重度の知的障害を有し、また自閉症を伴うなど専門性の高い処遇を必要としている児童が入所しているということでございます。入所児童数につきましてはゆるやかな減少ということがございますが、先ほど委員からございました「地域における役割」といたしまして、福島市などの知的障がい児につきまして一時預かり、日中一時支援それから短期入所など在宅支援のニーズが高くなっています。

これまでの見直し状況についてですが、平成16年の「あり方見直し」の際は、社会福祉法人への移譲等について検討するとされておりました、その後、建物の老朽化も進んでいたことから、20年度に「学園親の会」が県議会に「建替を求める請願」を提出いたしまして、それが「採択」されました。

これを受けまして、22年度に「大笹生学園のあり方検討会議」というものが開催されまして、改築に関する基本計画の策定、さらに改築後は社会福祉法人への移譲等の検討を行っていくことを確認して、新園舎建設の運びとなったものであります。

一連の施設整備は、今年度進めているグラウンド整備で完了する予定でございます。

今後についてでございますが、従来の考え方を踏襲するという形でございますけど、新園舎ができ、今後これらについて、新しい施設としての運営経費の推移あるいは将来的な入所児童数がどういうふうになっていくかということなどを分析しながら、将来的な移譲などについて検討を進めていくもの、と考えているところでございます。

6頁の「郡山光風学園」でございます。所在地は、郡山市大槻町でございます。主な対象は聴覚障がい児で、県内ではこの施設のみとなっております。現在の2階建の建物は、昭和49年に建てられました。こちらは県立の特別支援学校である聾学校と隣接しております。

現在の入所者数、近年の推移は記載のとおりでございます。

利用者の状況ですが、対象は聴覚障がいではありますが、併せて知的障がい・発達障がいを有しているお子さん、家庭環境により保護者による養育が適当でないという子など生活全般の支援が必要な聴覚障がい児が入所しております。また入所以外にこちらも聾学校と隣接しているということもございまして、「地域における役割」といたしましては、郡山市ののみならず、郡山市周辺の市町村も含めまして聴覚障がい児の日中一時支援、短期入所など、在宅の聴覚障がい児へのニーズにも対応しているという状況もございます。

これまでの見直し状況についてですが、こちら平成16年の「あり方見直し」におきまして、入所児童の実態や、特別支援教育との連携を踏まえ、教育委員会と協議しながら施設のあり方や運営の方策等について検討していくとされておりました。これを受けまして、光風学園と聾学校寄宿舎との役割などについての検討が断続的に行われておりましたが、こちらにつきましては平成20年

度に県中児童相談所の一時保護所が、光風学園の2階に併設されたということがございまして、施設のあり方について教育庁サイドの方から、検討の中止という話が入ったところでございます。

またそこから数年経ち、今後についてでございますが、建物の老朽化の進行など情勢の変化がございます。中断しておりました検討について、平成16年に示された方向性である、入所児童の実態や特別支援教育との連携を踏まえ、教育委員会などと協議を再開しながら施設のあり方や運営等を検討していくもの、と考えられるところでございます。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

本日は、現状とか課題の説明になりますが、方向性については、次回ということになります。だたいまの児童家庭課の説明について、皆様から御質問があればお願ひいたします。

[意見なし]

それでは、次に障がい福祉課から説明をお願いいたします。

(三浦障がい福祉課長)

障がい福祉課です。私の方からは、資料の7頁から12頁まで御説明いたします。

まず、7頁の「ばんだい荘わかば」ですが、障害児の入所施設になります。所在の方は猪苗代町にございます。運営形態は平成18年から指定管理として、福島県社会福祉事業団を選定しまして、運営を委託しております。開設は昭和43年ですが、現行施設の建設年月日は、平成10年10月ということで、現在築18年でございます。

入所者の状況ですが、本年6月1日現在で、利用者が定員40名に対して36名、平均年齢は16.9歳です。ここ数年は、35人前後で推移しております。

利用者の状況とニーズの変化等になりますが、年齢が高くなり、家庭での養育が困難になったケース、あるいは、特別支援学校への通学が難しいとの理由によって、特別支援学校の中學・高等部からの入所児童が増えている状況です。それとまた、家族の方にも障がい者が増えていて、家族支援というものも併せて必要になっている状況です。それから、発達障害も持つ児童も増えている状況です。

これまでの見直しの状況です。後ほど説明いたしますが、ばんだい荘あおばというものがございます。こちらの方は、障がい者の入所施設でございますが、そちらと併せた施設となっているため、一括で18年から指定管理として選定、委託しております。

新たな課題でございますが、高度障害、あるいは発達障害、重介護状態の入所者が多くなっております。地域生活移行先での支援等では対応ができないということで、入所期間が長期化しているという課題がございます。

また、精神障害を持つ知的障害者、あるいはてんかん等の医療的ケアが必要となる入所者も増えているという状況です。

続きまして、8頁ですが、障がい者支援施設ひばり寮ということで、障がいの方に対して、夜間には施設入所支援、昼には生活介護、自立訓練、あるいは就労移行支援を行う施設でございます。

県内における設置状況ですが、公立としては5箇所。これは太陽の国の4施設、それから後ほど説明しますばんだい荘のあおば、これが県立の5箇所ということになります。その他には、県内には法人立の33箇所が同じように障がい者施設としてございます。

所在は、太陽の国西郷村にございます。運営形態ですが、こちらも平成18年から指定管理をとっております。受託の方は、福島県社会福祉事業団になります。

現行の施設の建設でございますが、昭和58年ということで、築31年になります。

利用者数と平均年齢につきましては、利用者が定員100名に対して、96名、平均年齢が62歳となっております。ここ数年は、95人前後で推移しております。

利用者の状況とニーズの変化ですが、高齢化に伴いまして、介護度がアップしております。また、車いすの利用が増加しております。また、喀痰吸引等の医療的ケアを必要とする入所者が増えている状況です。

また、重介護状態の入所者が多く、入所期間が長期化しております。これらのニーズの変化、利用者の状況については、これから説明する他の太陽の国障がい者施設も同じことが言えます。

これまでの見直しの状況と新たな課題でございますが、こちらは平成18年から障がい者支援4施設、一括して公募し、指定管理選定、委託をしております。

新たな課題につきましては、多少繰り返しになりますが、入所者の重度化、車いすの利用で施設の狭隘化、それから施設の老朽化といったものが問題とな

っております、建替等を検討する必要がございます。

また、医療的なケアを要する入所者が増えております。ですので、太陽の国の他の施設も併せて、それぞれの施設に高齢化、重度化しております入所者が増えておりますので、各施設の利用者の状況を整理し、各施設の役割、機能のあり方を検討する必要があると思われます。

また、積極的に地域移行を進め、既存の利用定員の段階的な縮小を確実に進める必要があるということになります。

続きまして、9頁、「太陽の国けやき荘」になります。こちらの方は、知的の障がい者の入所施設です。運営形態は、これまでと同じように、指定管理で行っています。

こちらの施設の建設は、昭和49年7月ということで、築42年を経過しております。

利用者と平均年齢ですが、定員100名に対して、85名、平均年齢が56歳ということで、80名後半から90名前半で推移しております。

利用者の状況とニーズの変化については、これも各施設共通ですが、高齢化によって介護度がアップしている、車いすの利用が増えている、医療的ケアを要する入所者が増えている、あとは重介護状態の入所者が多いために、入所期間が長期化している、それと知的障害者が入所している今後3施設の共通なですが、精神障害を持つ知的障害者、それから医療的ケアを要する高齢者が増えております。年齢層も幅広く、居住環境が狭隘化しております。

これまでの見直しの状況、新たな課題につきましては、先ほどのひばり寮と同じ状況となりますので省略させていただきます。

続きまして、10頁、「かしわ荘」になります。こちらも知的障害者が入所している施設になります。運営形態は、同じように指定管理です。現行施設の建設は、昭和50年9月、築41年となります。

利用者は定員100名に対して、だいたい80名後半から90名。平均年齢は、54、1歳です。利用者の状況とニーズの変化については、各施設同じで、高齢化、介護度のアップ、車いす利用の増加、医療的ケアを要する入所者の増加、入所期間の長期化、精神障害を持つ知的障害者や医療的ケアを要する高齢者の増加、居住環境の狭隘化等です。

これまでの見直しの状況と新たな課題等については、各施設共通になります。

続きまして11頁「かえで荘」になります。こちらも運営形態は指定管理で運営しております。現行施設の建設が昭和55年、築36年を経過しております。

す。

利用者の方は100名の定員に対して90名前後で推移しております。

利用者の状況ニーズの変化は施設共通になりますが高齢化、介護度がアップしている、車いすの増加、医療的ケアを要する入所者が増えてきている、それから入所期間が長期化してきている、それと精神障害を持つ知的障害者、医療的ケアを要する高齢者が増えてきている、それから居住環境が狭隘化しているところです。

それからこれまでの見直しの状況と新たな課題については、これまでの施設と同じになります。

続きまして12頁ですが、こちらの方は「ばんだい荘のあおば」になります。

所在の方は猪苗代にございます。運営形態についてはばんだい荘のわかばと併せた形で指定管理でこれも福島県社会福祉事業団の方に運営を委託しております。

現行施設の建設は平成10年10月ということで築18年、利用者については、定員が60名に対して56名、平均年齢は37.4歳です。

利用者の状況ニーズの変化ですが、行動障害や発達障害、重介護状態にある入所者が増えています。また、入所期間が長期化をしています。それから自閉症を持つ強度行動障害の入所希望が多くなっております。あるいは精神疾患を持つ知的障害者、あるいはてんかん等、医療的ケアが必要な利用者が増えてきています。

これまでの見直しの状況と新たな課題ですが、これまでの見直しの状況では、ばんだい荘のあおば、わかばは平成18年から一体的に公募し、指定管理者を選定・委託しております。

新たな課題としましては、繰り返しになりますが行動障害、発達障害、重介護状態にある入所者が増えております。入所期間も長期化しつつあります。また、てんかん等の医療的ケアを必要とする入所者も増えているという状況にございます。

(鈴木会長)

ありがとうございました。

皆様から御意見等あればお願ひいたします。

(島野委員)

今日でなくて結構ですが、実際に待機の方がどれくらいいるのか。待機場所はどこなのか。また、退所理由を教えていただきたい。

(三浦障がい福祉課長)

待機の人数と、退所の理由ですね。手元に資料がございませんので、改めて整い次第お示しします。

(児島委員)

島野委員に付け加えて、太陽の国について、会津、南会津からの入所者数を教えていただきたいです。

(三浦障がい福祉課長)

同じように準備させていただきます。

(鈴木会長)

その他、ございませんか。

それでは、保健福祉総務課から説明をお願いします。

(星保健福祉総務課長)

私の方から、13頁以降の太陽の国関連施設について御説明申し上げます。

これから説明申し上げますのは、社会福祉施設というくくりに入っていない施設です。太陽の国の障害者施設の共通施設という位置づけの施設です。今回の社会福祉施設のあり方見直しに併せてこの共通施設についても行っていくもので

ます。13頁の「太陽の国病院」につきましては、太陽の国施設利用者の医療とりハビリテーションにより心身の機能回復を図ること及び公的福祉病院として地域住民の緊急医療に寄与することを目的として設置されました。

病院における課題としましては、常勤医師不足や施設での看取りの推進などによる入院稼働率の低下です。このように、外来患者数及び入院患者数は、ピーク時より約5,000人減少しております。そのため、収支面が悪化しており、平成26年度以降の指定管理料については、平成18年度と比較し約2.5倍となっております。

また、常勤医師数については、平成25年度以降、3名体制から2名体制になっており、内科医の常勤医師が不足している状況です。

その一方で高齢化、重度の障害を持つ入所者にとって、適切な処置を受けられる太陽の国病院は不可欠な存在であるため、医師確保に努めるとともに、診療体制の見直し、及び障がい者の地域生活の移行に係る在宅医療の提供等についても検討する必要があると考えております。

次に、14頁の「太陽の国厚生センター」につきましては、太陽の国施設利用者やその家族、事業団職員等の福利厚生施設並びに研修施設として設置されました。また、病院同様、平成18年度から指定管理者制度を導入しております。

厚生センターにおける課題としましては、宿泊利用者及び研修での利用者の減少です。これは、市街地のホテル建設によるものや、入所者家族の高齢化に伴い、施設に来訪できなくなつたことが要因です。利用者の推移を見ますと、平成24年度から平成26年度までは、除染作業員の宿泊利用があつたため、減少は見られませんでしたが、作業終了に伴い、平成27年度の利用者は減少しております。また、現状の施設、設備では規模の大きい研修が実施できないなどの状況のため、研修での利用も減少している状況です。さらに、施設の利用時間及び利用料金については、条例で規定されており、指定管理者の裁量では決めることができないため、県の収入となり、指定管理者のインセンティブが働かない状況です。

次に、15頁の「太陽の国勤労身体障がい者体育館」につきましては、勤労身体障がい者のスポーツ振興及び福祉の増進を目的として設置されました。

体育館における課題としましては、今後も利用者の増加が見込まれない点です。これは、入所者の高齢化、障がいの重度化により、入所者の利用が少ないとこと、一般の利用者がある程度固定化され、利用が伸び悩んでいることが要因です。さらに、厚生センター同様、施設の利用時間及び利用料金については、条例で規定されており、県の収入となるため、指定管理者のインセンティブが働かない状況です。

次に、16頁の「太陽の国中央公園」につきましては、太陽の国施設利用者や地域住民の憩いの場としての利用に供するために設置されました。また、病院等同様、平成18年度から指定管理者制度を導入しております。

中央公園における課題としましては、老朽化により、テニスコートや遊具など、利用されていない施設がある点です。

次に、「太陽の国管理センター」につきましては、太陽の国の各施設間の連絡調整、敷地管理、各種研修受入、各共通施設の管理・運営などの業務を行うために設置されました。現在まで福島県社会福祉事業団に管理委託をしております。また、前回の見直しにより、合併浄化槽や単独ボイラーを設置するなど、各施設の独立化を図りました。なお、管理センターは、移譲施設も含め、太陽の国全体の調整役として機能している共通施設であるため、欠かせない役割を

担っています。

次に、17頁の「太陽の国給食センター」及び「洗濯センター」についてです。給食センターにつきましては、太陽の国各施設及び西郷養護学校の給食の調理及び配送を行うために設置されました。

また、洗濯センターにつきましては、太陽の国の施設入所者の衣類等の収集、洗濯・乾燥及び配送を行うために設置されました。両センターにつきましては、管理センター同様、現在まで福島県社会福祉事業団に管理委託をしております。現在のようにセンターを引き続き設置する方法と、センターを廃止し、完全委託化する方法を比較するなど、運営の効率性を検証する必要があると考えております。

次に、18頁の「太陽の国終末処理場」につきましては、太陽の国各施設からの下水を集中処理する施設であり、当該地域には公共下水道が供用されていないことから、施設内において終末処理する必要があることから設置されました。また、前回の見直しにより、合併浄化槽の設置を進めております。

次に、「太陽の国エネルギーセンター」につきましては、ボイラーによりつくられた高温水を高架上のパイプラインを通じて太陽の国各施設へ供給するための施設として設置されました。また、前回の見直しにより、各施設に単独ボイラーを設置し、エネルギーセンターの機能を廃止しましたが、各施設を結ぶパイplineなどの設備が依然として撤去できていない状況です。

最後に、19頁の「太陽の国白樺寮」につきましては、太陽の国の職員の福利厚生施設として、職員の住居を提供するために設置されました。介護福祉人材不足の中、職員確保の充実が求められていることから、今後も職員寮の必要性は高いと考えております。その一方で、太陽の国の施設の一部を県社会福祉事業団に移譲していることから、入居者について、県立施設の業務に従事する職員と事業団施設の業務に従事する職員が混在している状況です。

(鈴木会長)

ありがとうございました。ただいまの説明に関して、御意見等ありましたらお願いいたします。

(佐藤委員)

この10年間の各施設の新規入所者数、出身地内訳、その辺の動向を教えて

いただきたいです。太陽の国を作るときに、いつまでそこに太陽の国を置くのかといった市町村とのやりとりはあったのでしょうか。

今は大きい施設よりも小さい施設を建てる小規模化、またはグループホームとか方向性があるかと思いますが、当時、市町村とのやりとりがあったのであれば、そういうことを含めないと、分散化はできないと思うのですが。お伝えできない部分もあるかもしれません、そのようなことがあれば説明をお願いしたいです。

(鈴木会長)

前半部分についてですが、各施設の入所者とは太陽の国の10年間の入所数ということですか。

(佐藤委員)

そうですね。10年間の新規入所者数と出身を教えていただきたいです。

(三浦障がい福祉課長)

確認させていただきます。

(鈴木会長)

後段部分ですが、太陽の国発足当時、市町村との間でどのようなやりとりがあったのかということですが。

(星保健福祉総務課長)

設置当時の目的とかは条例に基づいた施設なので、もちろんあるのですが、そのときに、近隣の市町村との約束ごと、将来どうこうするとか、何年までにこれをやるとか、そういうものはありません。ただ、前回の見直しの中で、地域移行という流れがございますので、段階的に定員を見直していきましょうとか、地域に行ける施設については、改築のタイミングで、そこを踏まえて検討していきましょうといった方向性は出てきております。

(鈴木会長)

その他、御意見はございませんか。なければ、本日のところはこの辺で終わらせていただきます。

また、本日の会議で言い尽くせなかった点や各施設個別の今後の方向性等につきましては、次回の専門分科会の場におきまして、御発言いただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。特に県の見直しをするにあたって、

どのような点を重視するのかお聞かせいただきたいと思います。

では、次に、その他として、事務局から何かございますか。

(安藤企画主幹)

本日は、熱心なご議論ありがとうございました。

第2回目の専門分科会の日程についての事務連絡です。あらかじめ委員の皆様からいただいたおりました日程を調整させていただき、8月2日（火）に開催させていただきます。

なお、次回は現地視察を行う予定となっておりますが、事務局案としましては、若松乳児院、郡山光風学園、太陽の国の障がい者施設及び関連施設を視察先とさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

[異議なしの声]

(安藤企画主幹)

ありがとうございます。それでは、次回はそのようにさせていただきます。

(島野委員)

どうやって行くのですか。

(安藤企画主幹)

細かい集合の時間帯とかは、後ほど御案内させていただきたいと思います。

(鈴木会長)

なお、事務局においては、次回の論点整理に当たり、本日の議論内容を踏まえ、資料を取りまとめていただきたいと思います。

その他、事務局から何か、ありますか。

その他なければ、本日予定しておりました、議事についてはすべて終了いたしました。

議事の進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

(安藤企画主幹)

これをもちまして、平成28年度第1回県立社会福祉施設のあり方専門分科会を閉会させていただきます。

長時間にわたり、熱心に御議論いただきまして、ありがとうございました。

この記録の正確なることを認め署名する。

平成 二十八年 八月 二日

議長 会長 鈴木 千賀子

署名人 委員 佐藤 邦昭

署名人 委員 児島 てい